

汐岬の湯  
**サンペルラ志摩**

サンペルラ志摩では、皆様に安全かつ快適にご利用いただくため宿泊約款、利用規約を定めております。内容を一読していただき、ご同意いただいたうえで当館のサービスをご利用ください。宿泊約款、利用規約をお守りいただけないことにより生じた事故については、責任を負いかねますのでご了承お願ひいたします。

(本契約の適用範囲)

- 第1条 1 当館の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応ずることが出来ます。

(宿泊契約の申込み、成立)

- 第2条 1 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を申し出させていただきます。
- (1) 宿泊客の住所、氏名、年齢、性別、電話番号、国籍及び職業。
  - (2) 宿泊料金、支払方法、宿泊日、到着予定時間。
  - (3) その他当館が必要と認めた事項。
- 2 宿泊契約は前項の申込みを当館が承諾したときに成立する。但し当館が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではない。又、申込金を当館が定めた場合は、払込した時点で成立する。
- 3 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当保養所はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約締結の拒絶)

- 第3条 1 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結を拒否することがあります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
  - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
  - (4) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法律の規定又は公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が不当要求を行う、又は合理的範囲を超える負担を要求した時。及びかつて同等の行為を行ったと認められる時。
  - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病にかかっている疑いがあると認められるとき。
  - (7) 合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 宿泊しようとする者が、宿泊施設を事務所、営業場所として使用する等宿泊の目的外に使用したとき。

- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動がある、又はその恐れがある時。
- (11) 1週間以上の宿泊

(宿泊契約締結[予約]の解除))

- 第4条 1 当館は宿泊者が連絡しないで宿泊当日の20時(あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は、申込者により解除されたものとみなすことがあります。
- 2 当館は、別に定める場合のほか、次の場合には、宿泊予約を解除することがあります。
- (1) 宿泊予約を行ったのち、第3条第3号より第10号までに該当することとなったとき。
  - (2) 第2条第1号の事項の明示を求めた場合において、期限までに、それらの事項が明告されなかつたとき。
- 3 宿泊者は当館に対して、宿泊契約を解除することができる。
- 4 当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合別表1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当館が宿泊者に告知したときに限ります。

(宿泊の登録)

- 第5条 1 宿泊者は宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
- (1) 第2条第1号の事項。
  - (2) 外国人にあっては、前項のほか旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日。
  - (3) 出発日及び出発時刻。
  - (4) その他当館が必要と認めた事項。
- 2 当館が第8条の料金の支払いを、旅券小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらの呈示が必要です。

(チェックイン・チェックアウト)

- 第6条 1 チェックイン 15時  
チェックアウト 10時 とします。
- ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。
- 2 当館は前項の規定にかかわらず、チェックアウトの時刻をこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には別途休憩料を申し受けます。

(利用規則の遵守)

- 第7条 1 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた約款、利用規則、又当館が定めて掲示、その他の方法により周知した利用上の規則を遵守するものとします。

#### (営業時間)

第8条 1 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとします。その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等のサービス時間

◎ 門 限 午後 10 時

◎ フロントサービス 午前 7 時から午後 10 時

(2) 飲食等(施設) サービス時間

各施設前の掲示又は客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

#### (料金の支払い)

第9条 1 料金のお支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊者の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2 当館が宿泊者に客室を提供し使用が可能になった後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

#### (宿泊契約継続の拒絶)

第10条 1 当館は、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第3条第3号から11号までのいずれかに該当したとき。

(2) 前条の利用上の規則に従わないとき。

(3) なんらの申し出もなく、予約日に宿泊しなかったとき。

#### (宿泊の責任)

第11条 1 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館のフロントにおいて宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

3 当館は、消防機関から防火基準点検済証を受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供が出来ないとき)

第12条 1 当館の責に帰すべき理由により、宿泊者と契約した客室を提供できないときは、天災その他の止むを得ない場合を除き、その宿泊者に同一、又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただけません。

(寄託物などの取扱い)

- 第13条 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。
- ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明示を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊者が、当館内に持ち込まれた物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当保養所の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明示のなかつたものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き15万円を限度としてその損害を補償します。
- 3 お預かりの保管期間は3ヶ月とし、期間後は法令に基づきお引取りの意志がないものとして処理します。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

- 第14条 1 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当保養所に到着した場合は、その到着前に当保養所が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡します。責任は前条に準じます。
- 2 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡し、着払で送付します。但し所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見月を含め3ヶ月保管し、その後は警察署に届ける、又は破棄します。責任は前条に準じます。

(駐車の責任)

- 第15条 1 当館の駐車場を利用する方は、車両キーの委託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当り、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

- 第16条 1 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは当該宿泊者は当館に対し、その損害を補償していただきます。

別表1、違約金の申受け（第4条第4項関係）

	契約解除の通知を受けた日					
	不泊	当日	前日	2日～7日前	8日～14日前	15日～30日前
～10名	100%	80%	50%	10%	—	—
11名～40名	100%	100%	80%	50%	10%	
41名～100名	100%	100%	80%	50%	30%	10%
101名～	100%	100%	80%	80%	50%	10%

汐岬の湯  
**サンヘルラ志摩**

《利用規則》

当館では、すべてのお客様に快適かつ安全に過ごしていただくため、下記の規則に従っていただくこととなっております。この規則に定められた事項を厳守頂けないときは、宿泊をお断りさせていただくことになっておりますのでご了承ください。また事故が起きた際は、お客様に障害のご負担を頂くこともありますので、特にご留意下さい。

記

- 1 当施設（駐車場・外構を含む）では、暖房用又は炊事用などの火器の持ち込みによる使用はしないでください。
- 2 館内は、完全分煙化を実施しておりますので、指定場所以外での喫煙はご遠慮ください。また、ベッドの中など、火災の発生する恐れがある場所で喫煙をしないでください。
- 3 高声放歌や喧噪な行為等で、他の宿泊客にご迷惑をかけることのないようにしてください。
- 4 館内に次に類するものをお持込にならないでください。
  - (1) 火薬、揮発油等、発火あるいは引火しやすいもの
  - (2) 動物（盲導犬を除く）、鳥類
  - (3) 著しく悪臭を発するもの
  - (4) 著しく多量な物品
  - (5) 適法による所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- 5 館内で、賭博、その他風紀を乱すような行為をしないでください。
- 6 みだりに外来者を客室内に呼び入れたり、客室内の諸設備や物品を使用させたりしないでください。
- 7 施設を無断で私的な営業目的（展示会、物品販売等）に使用しないでください。
- 8 館内の諸物品を、その目的以外の用途に使用しないでください。
- 9 館内の諸物品を館外へ持ち出したり、館内の他の場所に移動したりしないでください。
- 10 ホテルの建物や諸設備に物品を取り付けたり、現状を変更したりするような行為をしないでください。
- 11 ホテルの品位を損なうような物品を、掲示したり置いたりしないでください。
- 12 館内で他のお客様に広告物を配布するような行為をしないでください。
- 13 館内に、所持品を放置しないでください。
- 14 ホテルの外から飲食物の出前を取らないでください。
- 15 ご予約の有無にかかわらず、チェックインの際、フロントにおいて宿泊日数分の前受金をお預かり申し上げることがございます。